

令和元年度第3回 周南市地域公共交通会議議事録

1. 日時 令和元年12月24日 10時00分～11時00分

2. 場所 シビック交流センター2階 交流室1

3. 出席委員：16名 (敬称略)

団体名	委員名
周南市 都市整備部	有馬 善己
中国運輸局 山口運輸支局	秋本 由美
防長交通株式会社	兼石 隆規
西日本旅客鉄道株式会社	池田 和久
大津島巡航株式会社	井上 道隆
徳山地区タクシー協会	松本 澄
周南市老人クラブ連合会	原田 邦昭
周南市身体障害者団体連合会	徳毛 裕之
鹿野地区女性団体連絡協議会	有國 美恵子
私鉄中国地方労働組合防長交通支部	石隈 信之
周南警察署	相良 竜二
光警察署	時吉 弘志
中国地方整備局 山口河川国道事務所	大野 宣幸
山口県 周南土木建築事務所	横田 史郎
周南市北部地域包括支援センター	吉木 秀之
徳山工業高等専門学校	古田 健一

4. 事務局：都市整備部 都市政策課

5. 議題

(1) 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について 資料1
平成30年度バリアフリー化設備等整備事業

(2) 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について 資料2
令和1年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

(3) 地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について 資料3

6. 報告事項

中須コミュニティ交通の実証運行の実施について 資料4

7. その他

1 開会

●事務局 それでは定刻となりましたので、ただ今より令和元年度第3回周南市地域公共交通会議を開催いたします。

なお、本日の会議につきまして、周南市地域公共交通会議規約第8条第2項の委員の過半数の出席がございますので、成立していることをご報告いたします。

まず、お手元に配布しています資料の確認をさせていただきます。

(配布資料の確認)

2 議題

●事務局 それでは、これより協議事項となりますので、有馬会長よろしくをお願いいたします。

◎会長 それでは、次第2の議題に入らせていただきます。

2-1 議題1：地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について (平成30年度バリアフリー化設備等整備事業)

◎会長 議題1「地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価（平成30年度バリアフリー化設備等整備事業）について」事務局から報告をお願いします。

●事務局 (資料に沿って説明)

◎会長 ただ今、報告がありましたが、委員の皆様、何かご質問はございますか。

○委員 市内の福祉タクシーの保有状況は。

●事務局 福祉タクシーは8事業者が20台保有しております。

○委員 福祉タクシー利用の際の窓口は。

●事務局 各事業者へ直接ご連絡いただくこととなります。

事業者が不明な場合は、市の障害者支援課が窓口になっておりますので、ご連絡いただければと思います。

○委員 福祉タクシーと介護タクシーの違いは何か。

○吉木委員 福祉タクシーと介護タクシーの違いについてですが、介護タクシーには普通の車両もあります。福祉タクシーはもちろん介護タクシーにも車椅子等を搭載できる車両があります。

障害をお持ちの方で福祉タクシー券の交付を受けて利用されている方や実費を支払って利用されている方もいらっしゃいます。相談窓口は市の担当課や、周南市に5カ所ある地域包括支援センターにご相談いただければ、手続きや事業所の情報提供もできると思います。費用については、介護保険適応の有無、障害者手帳

の等級によって異なるため、詳細はご相談いただけると良いかと思ひます。

◎会長 その他ご質問はござひませんか。
 (質問なし)

◎会長 質疑がござひませんので、議題について、採決を行います。
 今後、国への申請にあたって、申請内容の軽微な修正などがあつた場合は、対応を事務局に一任することも含め、本件をご承認されます方は挙手をお願いいたします。
 (挙手多数)

◎会長 挙手多数ですので承認といたします。

2-2 議題2：地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について (令和1年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)

◎会長 続きまして、議題2「地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価(令和1年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)について」事務局から説明をお願いします。

●事務局 (資料に沿つて説明)

◎会長 ただ今、報告があつましたが、委員の皆様、何かご質問はござひますか。

○委員 友愛号は八代から米川方面、高水方面の2方向の便があるが、米川へ行くのはどういった便利さがあるのか

●事務局 下松市が運行する米泉号は米川まで運行している。八代地区の友愛号を米川方面へ運行し、米泉号に乗り継ぐことで下松市へ行くことができます。

○委員 そういった運行をしていいのか。

●事務局 以前は防長交通の路線バスが大藤谷を經由し八代地区まで運行しておりました。平成29年に八代にコミュニティ交通を導入した際に、八代地区内の路線バスの乗り入れが廃止され、下松市の大藤谷バス停止めとなつたため、コミュニティ交通で乗り換えできる仕組みとしており、八代コミュニティ交通から大藤谷バス停で防長バスに乗り換え、下松方面に行く方がいらつしやいました。今年の10月に大藤谷に乗り入れる路線バスが廃止され、コミュニティ交通への切り替えという下松市の取組みがあつたため、それに対応するため米川公民館へ接続し、そこから米泉号に乗り換えをし、下松市方面へ行くというシステムの構築を下松市と協議し進めました。

○委員 こういったバスの変更があれば運輸局に報告するのか。

- 秋本委員 バスやタクシーの運送事業、市町村等が実施する自家用有償については、道路運送法に基づき、それぞれ必要な手続きを運輸局に相談いただきながら進めていただくこととなります。
- ◎会長 その他ご質問はございませんか。
(質問なし)
- ◎会長 質疑がございませんので、議題について、採決を行います。
今後、国への申請にあたって、申請内容の軽微な修正などがあつた場合は、対応を事務局に一任することも含め、本件をご承認されます方は挙手をお願いいたします。
(挙手多数)
- ◎会長 挙手多数ですので承認といたします。

2-3 議題3：地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について

- ◎会長 議題3「地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について」事務局から説明をお願いします。
- 事務局 (資料に沿って説明)
- ◎会長 ただ今、説明がありましたが、委員の皆様、何かご質問はございますか。
- 委員 変更日は、令和2年ではなく令和元年で良いのか。令和元年の場合、遡って実施するのか。
- 事務局 遡って変更が可能なので、今回は遡及しております。
- ◎会長 その他ご質問はございませんか。
(質問なし)
- ◎会長 質疑がございませんので、議題について、採決を行います。
今後、国への申請にあたって、申請内容の軽微な修正などがあつた場合は、対応を事務局に一任することも含め、本件をご承認されます方は挙手をお願いいたします。
(挙手多数)
- ◎会長 挙手多数ですので承認といたします。議題については、以上とさせていただきます。続きまして、報告事項に移らせていただきます。

3 報告：中須コミュニティ交通の実証運行の実施について

- ◎会長 「中須コミュニティ交通の実証運行の実施について」事務局から報告をお願いします。
- 事務局 (資料に沿って報告)
- ◎会長 ただ今、説明がありましたが、委員の皆様、何かご質問はございますか。

- 委員 　　いつ頃実施するのか
- 事務局 　　2月初めから3月の終わりごろまでを予定しております。
- 委員 　　資料4の青く表示している部分で、「予約便からの乗換え無」と記載があるが、こういった取り扱いになるのか。
- 事務局 　　導入予定のバスは、予約を受けて中須地区内の各集落まで予約された方を迎えに行き、そのまま中須支所から出発する路線（赤線部分）を定時で運行します。つまり、予約運行エリア（青枠部分）で乗られた方は乗り換えをせずに、須々万まで移動できるということになります。予約が無い場合でも、中須支所からの須々万農協までの路線を路線バスと同様に運行します。
- 委員 　　本格運行の目途はあるのか。
- 事務局 　　地元と協議する中での目標は令和2年10月の本格運行を目標に調整をすすめております。実証運行を経た後、防長交通様とも具体的な調整をさせていただければと考えております。
- ◎会長 　　その他ご質問はございませんか。
- （質問なし）
- ◎会長 　　質疑がございませんので、報告については以上となります。

4 その他

- ◎会長 　　次第4「その他」伝達事項について、委員の皆様や事務局から伝達事項はございませんか。
- 秋本委員 　　議題1～3は、国の補助制度の手続きであり、議題1，2については、毎年運輸局に1月中旬までに提出いただいているもので、委員の皆様にもお手間をおかけするが、引き続きお願いしたい。
- 現在、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」いわゆる「活性化再生法」の事務改正の議論が行われている。東京で交通計画審議会、交通体系分科会、地域公共交通部会が随時行われており、その中で中間とりまとめという形の素案が、11月22日の交通政策審議会で出され、本日(12月24日)の午後に地域公共交通部会が開催され、その素案が議論され、今後の地域公共交通についての方向性が出されるという段階。
- 活性化再生法の前回の改正が平成26年で、現在はそれから5年経過しており、高齢者ドライバーの事故等の問題の顕在化、人口減少による公共交通利用者の減少、また各事業者におかれては、運転手不足が深刻化している。そういった状況の中、各自治体では公共交通確保のための公的負担が増加している。他には日本全国で外国人観光客の増加への対応、AI、自動運転等の新しい技術の発達等多くの変化がある中で、法律の見直しが現在進められているところ。

現時点では、法律改正がされておらず、具体的な方針があるわけでもないが、中間とりまとめが出てきている中で、主なものとしては、現在、各自治体において、「地域公共交通網形成計画」をマスタープランとして定めて、地域の交通網確保に努めていただいている状況だが、その計画の名称が仮称であるが「地域公共交通計画」という名前に代わり、従来の網形成計画は自治体ができるという規定だが、新しい計画は少し強制力が強い努力義務規定とする方向で議論がされている。また、活性化再生法で対象となっているのは路線バス、鉄道、旅客船だが、それだけでは中山間地域をはじめとする地域では交通の維持が難しいので、改正後は一般タクシー、自家用有償運送、介護タクシー、スクールバス、病院の送迎バス等、地域の方の移動手段の確保のために対象とされる方向で話がされている。その他、現状の補助制度も改められる可能性がある。地区ごとの交通網に適した手段で形成していただくことが可能になるように議論がなされているところ。2020年通常国会に改正案が提出される前提で議論が進められおり、近いうちに進捗状況をお示しできるのではと思う。運輸支局としても、情報を適切にお示ししながら、一緒に考えていきたいと思うので、引き続き、ご理解ご協力のほどをお願いしたい。

◎会長

国のほうからお話があったように、運転手不足等の社会情勢の変化が急激に進んでいる状況の中、法改正の動きがあるということでしたが、市としてしましても、その動きに対応していきたいと思えます。それぞれの地域のニーズに合った移動手段が必要となると思うので、本会議におきましてもそういった内容について、ご意見等をお願いしたいと思います。引き続き、よろしく願いいたします。

その他ご質問はございませんか。

(その他伝達事項無し)

◎会長

それでは、以上で全行程を終了いたします。委員の皆さま、ご協力ありがとうございました。

それでは事務局にお返しします。

6 閉会

●事務局

以上をもちまして、第3回周南市地域公共交通会議を終了いたします。第4回は、2月頃を予定しております。日時等が決まりましたら、ご案内させていただきますので引き続きよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。